

## 一般社団法人社会情報学会評議員選挙規則

2012年3月4日

制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会定款（以下「定款」という。）第16条に規定する評議員選挙（以下「選挙」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(公示日)

第2条 選挙の公示日は、評議員の任期の終了する年の前年の7月1日とする。  
2 定款第16条第5項に規定する欠員補充のための再選挙の公示日は、再選挙の必要が生じたときに、会長が理事会の議を経て決定する。

(選挙権)

第3条 選挙の選挙権を有する者は、定款第6条第1号に規定する正会員および定款第6条第3号に規定する団体会員とする。ただし、当該選挙の公示日において、定款第10条第1項の規定により社員総会で会員を除名する決議をする旨の通知を受けている者、定款第18条第1項の規定により社員総会で社員を解任する決議をする旨の通知を受けている評議員ならびに会費を滞納している者を除く。

(被選挙権)

第4条 選挙の被選挙権を有する者は、定款第6条第1号に規定する正会員とする。前条ただし書きの規定は、本条に準用する。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙の必要が生じたときは、会長は理事会の議を経て正会員の中から選挙管理委員（以下「管理委員」という。）若干名を指名する。管理委員は、選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を構成する。

2 管理委員会は、公正な手続きの確保と選挙に必要な情報の提供及び開示に努め、選挙を適正に実施する責務を負う。

3 管理委員は、互選により選挙管理委員長（以下「管理委員長」という。）を選出する。

4 管理委員の任期は、会長から指名を受けた時から評議員の任期の開始する事業年度の定時社員総会の終結の時までとする。ただし、第2条第2項に規定する欠員補充のための再選挙の場合は、会長から指名を受けた時から選挙終了後にはじめて開催される社員総会の終結の時までとする。

(評議員候補者の公告)

第6条 管理委員会は、選挙権および被選挙権を有する者を公告しなければならない。

2 前項の公告の内容は、次のとおりとする。

- 一 氏名または名称
- 二 所属機関等
- 三 定款第16条第2項に規定する立候補者であること
- 四 その他管理委員会が必要と認める事項

(選挙の方法)

第7条 管理委員会は、選挙権を有する者に投票用紙を郵送する。

2 選挙は、10名連記・無記名投票によって行う。

3 前項の投票において、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 1名の氏名を記す箇所に2名以上の氏名を記載したもの
- 三 第4条に規定する被選挙権を有する者の氏名を記載しないもの
- 四 何人の氏名を記載したか確認できないもの
- 五 他事記載のもの。ただし、敬称を含まない。
- 六 その他管理委員会が無効と判定したもの

(当選人)

第8条 前条の選挙の結果、得票数の順に上位30名をもって当選人とする。

2 得票順位30位に同得票数の者がいるときには、会員である期間の長い者を当選人とする。ただし、定款第9条乃至第11条の規定により会員の資格を有しなかった期間があるときは、その期間を除外する。

3 前項の規定によって当選人が決まらないときは、年長者をもって当選人とする。

4 前二項の規定によっても当選人が決まらないときは、籤による。

(当選人の意向確認)

第9条 管理委員会は、当選人に評議員就任の意向を確認するものとする。

2 当選人は、事故その他やむを得ない理由による場合を除き、辞退することができない。

3 当選人が、辞退した場合には、次点者を当選人とする。

(当選人の確定)

第10条 管理委員長は、当選人が確定したときは、直ちに会長へ通知しなければならない。

(細目)

第11条 この規則のほか、選挙の執行について必要な事項は、管理委員会が定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

(事務)

第13条 この規則の事務は、事務局において行う。

附則

1 この規則は、2012年3月4日から施行する。

附則

1 この規則(改正)は、2014年6月14日から施行する。

## 一般社団法人社会情報学会評議員選挙規則の解説

1. この規則は、定款第14条で定められた20名以上30名以内の評議員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。一般に「法人法」と呼ばれます。）の上では、社員といわれます。）の選挙のための規則です。

定款第16条では、評議員は正会員を被選挙人、正会員と団体会員を選挙人として、2年に一度の選挙で選出するものと規定しています。また欠員が生じたときには、補欠選挙を実施することとしています。

定款第17条では、評議員の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までとしています。ただし補欠選挙で選ばれたときは、前任者の残任期間が任期です。なお再任は可能です。

評議員は、社員総会に出席して（定款第21条）、役員を選任、定款の変更、事業計画や予算の審議、事業報告や決算の審議など、学会の重要な事項を審議して決議することになっています（定款第22条）。

このような重要な職務を持つ評議員の選挙を実施するために、この規則でその選挙の詳細を決めています。

2. 評議員選挙を実施するためには、選挙人と被選挙人を確定しなければなりません。定款では、選挙人は正会員と団体会員、被選挙人は正会員と決めています。何時の時点の正会員や団体会員が該当者なのかを明らかにするために、この規則の第2条で、公示日を評議員の任期の終了する年の前年の7月1日と決めています。

ただし任期満了時ははっきりしていますが、欠員補充の再選挙の時には、これがいつ起こるか明らかではありませんので、その時は会長が理事会の議を経て決めるとしています。

3. 第3条は選挙人の規定です。基本は正会員と団体会員ですが、これらの者が、不祥事などで除名の決議をする旨の通知を受けていたり、社員の解任の決議をする旨の通知を受けていたり、会費の滞納者である場合には選挙権はないこととしています。

4. 第4条は被選挙人の規定です。基本は正会員ですが、選挙人と同様の場合には被選挙権はないとしています。

5. 第5条は選挙管理委員会の規定です。選挙管理委員は正会員の中から会長

委嘱です。

6. 第6条は選挙人と被選挙人の公告の規定です。選挙では選挙人名簿や被選挙人名簿を冊子体で用意することもあります。この学会では定款第5条で定めている学会の正規の公告方法である「電子公告」の方法により、選挙人と被選挙人を公告すると規定しています。なお、定款第16条で正会員は評議員選挙に立候補することができるかと定めていますので、電子公告の際に立候補している被選挙人であることが分かるように公告することになります。

7. 第7条は選挙の具体的な方法を定めています。要は、郵便投票で、10名連記の無記名投票です。

8. 第8条は当選人の決定方法です。得票順に30名が当選人です。定款では評議員の員数は20名以上30名以内としていますが、できることなら欠員補充の再選挙はしたくないので、任期満了時の選挙では定款に定められた最大数の30名の評議員を選出します。

ただし投票順位第30位に同点者がいるときには、本学会の会員期間の長い者、年長者の順で決めていきますが、それでも決まらないときは籤です。

9. 第9条は、選挙管理委員会による当選人へ意向確認です。事故等のやむを得ない理由で辞退されたときは、次点者の繰り上げです。

10. 第10条から第13条は事務手続きです。